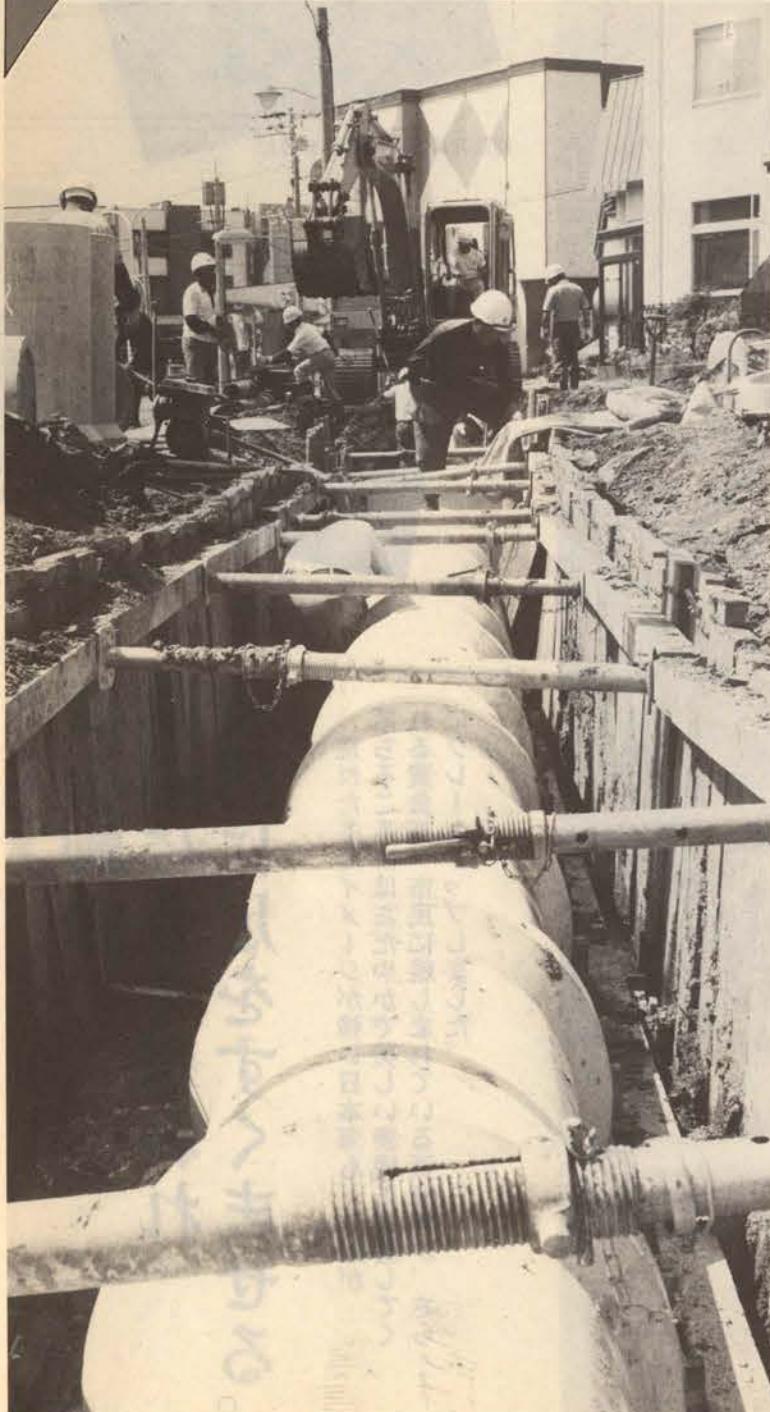


一度だけ払う受益者負担金



排水設備等工事には設置・改造義務が課せられております。

前月号で、下水道事業の計画内容の概要についてお話ししましたが、今月号では負担しなければならない費用のあらましについてお話しします。

問 ではさっそく、公共下水道の供用開始にあたって、各種の費用がありますが、そのあらましを教えてください。

答 終末処理場が完成すると、市では処理開始の公示（正式に始めますと発表すること）をします。そうしますと、処理区域に住んでいる市民のかたは、3年以内に水洗トイレに改造することが義務づけられます。また、処理区域に新しく家や工場などを建設するときは、建築確認申請の時点で、水洗トイレにしなければ申請が認められないようになります。

問 台所や風呂などの排水はどうなるのですか。また、これらは強制なのでしょうか。
答 台所や風呂、洗面所などの排水つまり生活雑排水は、先の供用開始

の公示の日から下水道法で定める期限内に汚水管に接続しなければなりません。トイレの水洗化とそれに伴う便室の改造や、生活雑排水を汚水管につなぐ工事を排水設備等工事と呼びます。これらは下水道法で定められています。

問 市の条例はいつできますか。条例の中では汚水管接続の期間をどのくらいにみているのですか。

答 平成2年度中に条例を制定する予定です。下水道を供用開始してから生活雑排水は1年以内に接続しなければなりません。

市民の負担には、水洗化等工事費、下水道使用料、受益者負担金の3つあります。

問 市民の各種負担には、どのようなものがあるのですか。

答 前月号でのべましたが、トイレ等の水洗化工事費、下水道使用料、受益者負担金があります。特に、受益者負担金は、都市計画法第75号に定められています。

問 受益者負担金は水洗化にする費用と別なものなのですか。一緒だと思っているかたが多いようですが。答 まったく別です。一般に公園や道路等の公共施設は国の補助のほかは税金でまかなうものです。けれども、下水道のように、その施設整備によって限られた特定の範囲のみさんが、利益を受けるようなものは、その建設費を市全体の税金でまかなうと、不公平になりますね。このようなときは、利益を受ける特定の範囲のかたに、特別に建設費の一部を

負担していただくことになります。この定めが先の都市計画法にあります。

問 都市計画税とは違うのですか。

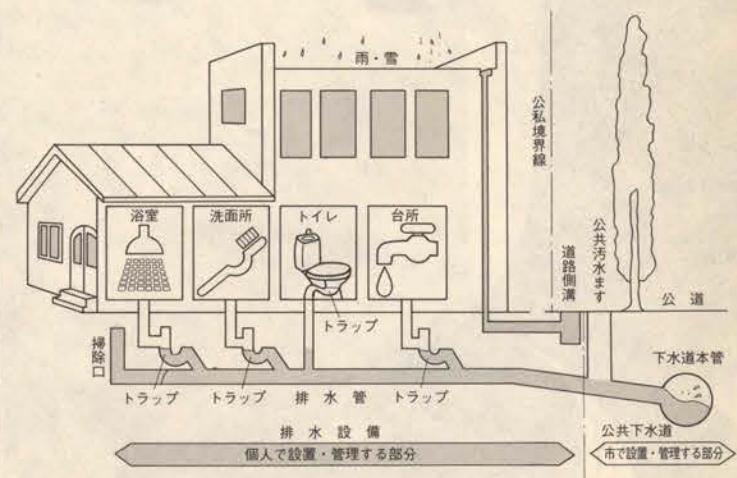
答 はい、違います。都市計画税も同じような考え方で、固定資産の評価額を基準に市街化区域内のかたに永代、納めていただいているが、下水道は、不特定多数の人ではなく、特定の人、つまり、個人が利益をうけますから、一度だけ負担金を払っていただくわけです。

受益者負担金は原則として土地所有者に納めてもらいます。

問 受益者負担金は、だれが払うのですか。

答 納めていただくのは原則としてその土地の所有者ですが、その土地に所有権以外の利権を持っている人がいる場合は双方で話し合いの上、土地の所有者以外の権利者が受益者となることもあります。土地の権利を持っている人とは地上権、永小作権、質権、使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時的なものを除く）のある人ですが借家人は受益者ではありません。また、受益者負担金は条例で定めることになりますが、まだ留萌市では定めていません。ただ、近年に供用開始した都市の事例では一戸当たり100坪（330m²）程度の土地所有者負担額は15万円から17万円位（1坪当たり460円～525円）となっています。受益者負担金については、決まり次第すぐに広報留萌でお知らせします。

排水設備のしくみ



個人排水設備と公共下水道（分流式）工事区分